

土地の境界を巡るトラブルが発生したとき専門家の知識と経験をご活用ください。



境界問題相談センターひょうごでは、土地の境界に関する民事の紛争について受付面談及び相談・調停の各手続きにより解決のお手伝いをいたします。



例えばこんな時…

- ブロック塀や建物などが境界線を越境していることについて、お隣と協議したのだが、話がまとまらなかった。
- 境界に新たにブロック塀を設置するためにお隣と協議したいのだが、応じてもらえない。
- 土地を測量するためにお隣と協議したのだが、境界線について確認するに至らなかった。
- お隣と主張する境界線が異なり、協議をしても合意に至らなかった。
- 土地の売買にあたり、お隣との境界が不明瞭であるため、協議したのだが、境界を確認できなかった。



境界のトラブル、私たちが解決のお手伝いをいたします

土地の境界問題でお困りの方

一度相談してみませんか？

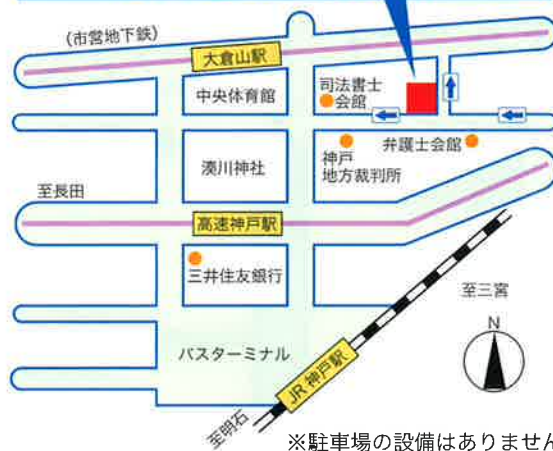
TEL **078-341-8280**

○受付/月曜日～金曜日(祝祭日は除く)
10:00～12:00・13:00～16:00

要予約

電話でのご相談はお受けしておりません。
ご相談にお越しの際は事前にお申し込みが必要です。

境界問題相談センターひょうご (兵庫県土地家屋調査士会館)



※駐車場の設備はありません。

境界問題相談センターひょうご

〒650-0017
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

TEL **078-341-8280**

FAX **078-341-8286**

<http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr>

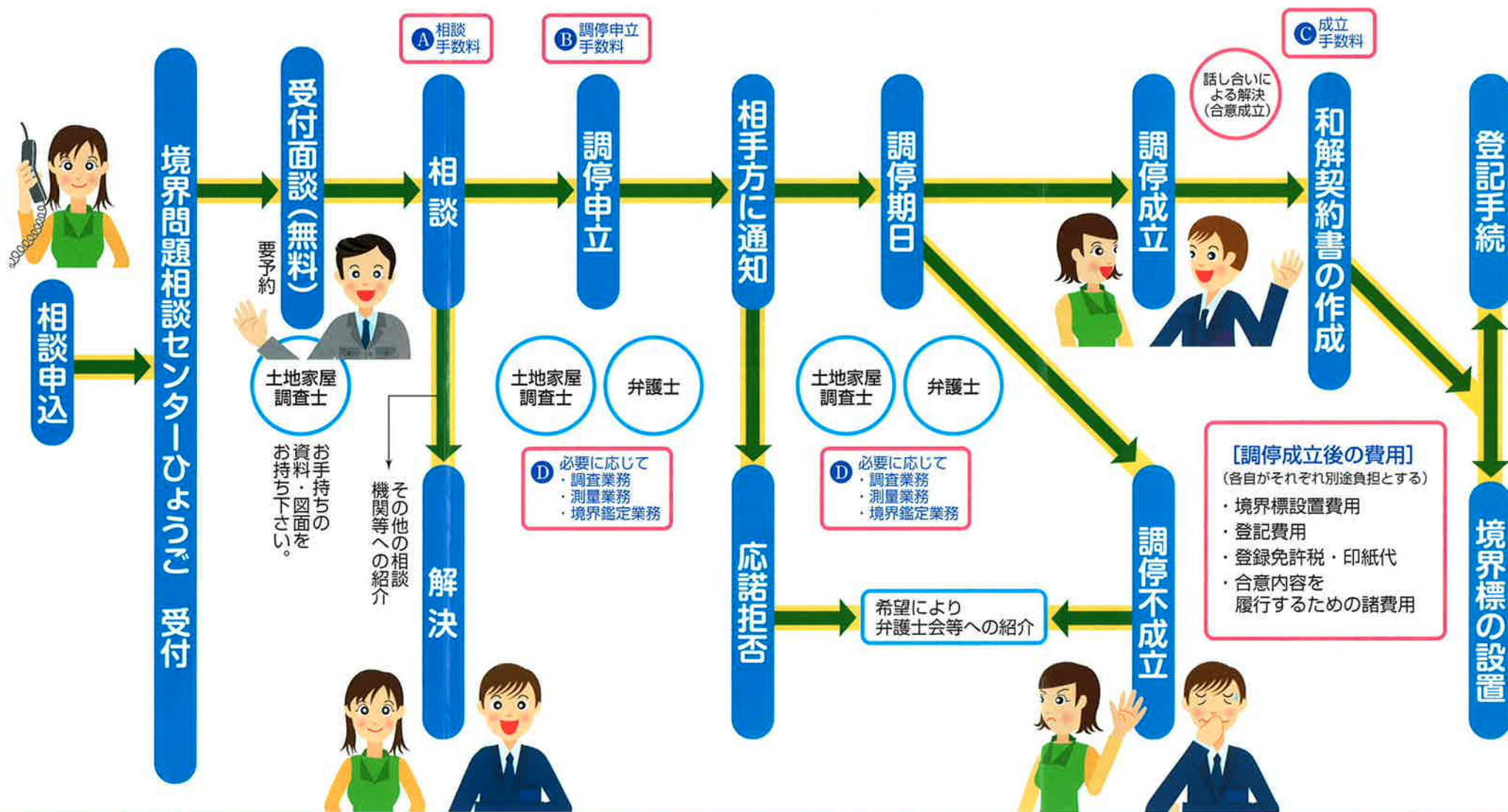
境界問題 相談センター ひょうご



一緒に探してみませんか。

私たちは、対話の糸口を
きっと見つけられると信じています。
土地家屋調査士と弁護士が協力して
解決のお手伝いをいたします。

兵庫県土地家屋調査士会
兵庫県弁護士会



費用概要 (消費税込み)

- 相談** 1回の相談は1時間30分以内
- A** 相談手数料(相談者負担) 10,500円
 2回目以降(相談者負担) 10,500円
 基本調査費(相談者負担) 31,500円以上+実費(印紙代等)
 但し、資料の補完を必要とする場合

調停

- B** 調停申立手数料(申立人負担) 10,500円
 (第1回期日手数料含む)
 2回目以降期日手数料 無料
- C** 成立手数料(双方負担) 基本額300,000円
 (但し、事案により増減あり)(負担割合は合意による)

補助業務

- D** 調査・測量・境界鑑定業務の費用
 (相談・調停手続きの補助業務)
 随時見積り金額による。
 (負担割合は合意による)